

R4年度 各種商品小売業検討小委員会 使用者代表委員意見

1. 特定最低賃金の調査審議に関する基本的な考え方

- ・ 特定最低賃金は、対象業種の事業者には地域別最低賃金を上回る金額で一律に適用され、これが守られない場合法令違反として罰金刑が課される大変重いもの。
- ・ このため、この調査審議にあたっては、制度の趣旨や中央最低賃金審議会の答申等に基づき、地域の状況も勘案し、慎重かつ適切に検討・判断されるべき。
- ・ 仮に、こうした事から逸脱して判断がなされた場合、①地域別最低賃金の意義を失わせる、②組合組織率が低いなどの事情により申出に至らない業種との間で公平性が確保出来ず格差が発生・拡大する、③地域の労使から、委員が制度内容を理解していない、誤った解釈をしている、などと受け取られ、審議会に対する信用や納得性が損なわれる、などの懸念がある。
- ・ 今般の各種商品小売業の特定最低賃金の金額改定に関する申出（以下、本件申出）については、「公正競争ケース」によるもの。
- ・ 前述の制度の趣旨や中央最低賃金審議会の答申等によれば、「公正競争ケース」の申出が認められるものかどうかは、「不当な賃金の切り下げにより公正な競争が妨げられているか」により判断されるもの。

2. 本件申出について

- ・ 2022年6月30日付新潟労働局長宛申出書によれば、本件申出の理由として「(1) 申出産業においては同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、当該産業における事業の公正競争を確保する観点から（以下省略）」「(2) 申出産業は、新潟県において販売額・従業員数から見ても小売業に占めるウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きい。また、雇用・消費など地域経済においても極めて重要な位置付けにある」とある。
- ・ このうち(1)については、賃金格差等の存在や公正競争が確保されていないことを証する資料などが審議会に提出されていないので、そもそも調査審議が出来ない。
- ・ また(2)については、県内の賃金秩序が何を指しているのか不明な点もあるが、平成28年経済センサスによれば、新潟県内の小売業の事業所数は2万1,808事業所、従業者数は14万5,124人、年間販売額は2兆6,031億円である中、本件業種の事業所数は0.25%、従業員は5%であり、販売額は示されていないが、この数字によりウェイトが高い、或いは雇用・消費などにおいて重要な位置づけにあるとの評価となる理由

や、それらと公正競争が阻害されていることとの関連などについて、具体的に説明されていない。

- ・ 昨年度本件申出について4回の小委員会を開催し議論を重ねた結果、「不当な賃金の切り下が行われているかについては、各企業における法令遵守というところでほとんどあり得ない」との労働者代表委員の意見は使用者代表委員の認識とも一致し、労側の意見陳述者からも不当な賃金の切り下げが行われているとは承知していない、との趣旨の発言もあった。
- ・ こうしたことも踏まえ、今年度本件申出にあたっては、制度の趣旨や中央最低賃金審議会の答申等に則り必要性の疎明がなされるものと考えている。
- ・ 仮に上記の観点から明確な疎明が無いのであれば、「改定の必要あり」との結論とは出来ない。

以上